

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第201回国会】令和2年5月20日（水）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）
  - ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。  
（参考人）一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事 後藤健郎君  
出版広報センター副センター長  
株式会社集英社代表取締役社長 堀内丸恵君  
弁護士 福井健策君  
（質疑者）馳浩君（自民）、城井崇君（立国社）、浮島智子君（公明）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）
  - ・萩生田文部科学大臣、宮本経済産業大臣政務官、政府参考人及び吉永国立国会図書館長に対し質疑を行いました。  
（質疑者）高木啓君（自民）、浮島智子君（公明）、城井崇君（立国社）、中川正春君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

## 馳浩君（自民）

- （1） 本法律案によるリーチサイト対策の実効性についての各参考人の見解
- （2） 外国にサーバーが設置されている事案等に対応するための諸外国との連携強化策として福井参考人が期待する具体的な取組
- （3） 福井参考人が考える本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大に係る改正内容の課題
- （4） 「ジャパンサーチ」を軸とするデジタルアーカイブ推進のために必要な方策についての福井参考人の見解
- （5） 権利者不明等著作物に係る文化庁の裁定制度  
ア 利便性の観点からの福井参考人の評価  
イ 事前供託の制度を改め、事後に権利者が現れた場合に補償金を支払う制度とすることについての福井参考人の見解
- （6） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて本年前倒しで施行された授業目的公衆送信補償金制度に対する福井参考人の見解

## 城井崇君（立国社）

- （1） 堀内参考人の本法律案に対する評価及び今後期待する施策
- （2） 海賊版サイトへの広告出稿に係る規制を強化する必要性についての後藤参考人の見解
- （3） インターネット上の海賊版対策に非協力的な国家・企業等の関与により、本法律案の実効性に懸念が生じることを踏まえた更なる対策の在り方についての後藤参考人及び福井参考人の見解
- （4） 自力で海賊版対策を充実することが難しい中小企業に対して、国がノウハウ提供や経費助成等の支援を行うことの実現可能性についての後藤参考人の見解
- （5） 本法律案におけるインターネット上の海賊版対策の強化に係る措置の対象に含まれないストリーミング技術等の今後の取扱いについての福井参考人の見解
- （6） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮するクリエイターに対して現在求められ

## る支援策についての福井参考人の見解

### 浮島智子君（公明）

- (1) インターネット上の海賊版対策
  - ア 海賊版の実態及び著作権の権利行使上の課題についての後藤参考人及び福井参考人の見解
  - イ 海賊版による出版社やクリエイターへの具体的な影響についての堀内参考人の見解
- (2) 本法律案におけるインターネット上の海賊版対策の強化に係る措置
  - ア リーチサイトの運営行為を親告罪とすることや侵害コンテンツのダウンロードに係る刑事罰の要件を厳格化することにより、規制の実効性が損なわれる懸念についての後藤参考人の見解
  - イ 平成 31 年通常国会（第 198 回国会）への提出が検討されていた著作権法等改正案と比較した場合の本法律案に対する漫画家の理解の状況についての堀内参考人の見解
  - ウ 実効性の有無及び第 198 回国会への提出が検討されていた著作権法等改正案に対するインターネットの利用者の不安や懸念が、本法律案においてどのように配慮されているかについての福井参考人の見解
- (3) 本法律案附則で求められているインターネット上の海賊版対策の強化に関する関係事業者の努力義務を、出版社の立場からいかに履行していくのかについての堀内参考人の見解

### 畑野君枝君（共産）

- (1) 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大
  - ア 権利の保護と著作物の利用促進の両立という観点から見た福井参考人の本法律案に対する評価
  - イ 文化庁の検討会における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」という要件を付すことに係る議論の経緯及び本法律案において「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別の事情がある場合」という文言で規定されることとなったことに対する後藤参考人及び福井参考人の見解
- (2) 第 198 回国会への提出が検討されていた著作権法等改正案の内容に対する堀内参考人の懸念及び本法律案に対する評価
- (3) 各参考人が考える侵害コンテンツのアップロード対策の強化に向けた課題及び国への要望

### 串田誠一君（維新）

- (1) 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大
  - ア 本法律案と第 198 回国会への提出が検討されていた著作権法等改正案との相違及び文化庁の検討会等の委員を務めた各参考人が制度設計に当たり苦心した点
  - イ 利用者の過度な萎縮を招くことがない制度設計となっているかについての各参考人の見解
- (2) ディズニーランドのパレードを動画で撮影する行為が写り込みに係る権利制限規定の対象となり得るかどうかについての福井参考人の見解

(政府に対する質疑)

### 高木啓君（自民）

- (1) 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」
  - ア 著作権制度に関する政府の基本的考え方及び本法律案の趣旨
  - イ 本法律案の提出に向けて、第 198 回国会への提出が検討されていた著作権法等改正案に対するイ

- インターネットの利用者の不安や懸念を解消するために行われた取組
- ウ 著作物の創作者及び利用者にとっての本法律案による具体的な変更点
- (2) 我が国が率先して海賊版対策に関する国際的な基準を設けるべきとの考えについての文化庁の見解
- (3) 誰もが利用できなければならない情報等が隠されることなく、国民がインターネットを通じて情報やコンテンツ等を円滑に利用できるようにすることの必要性
- (4) 本法律案を契機としたより良いデジタル社会の構築に向けた萩生田文部科学大臣の見解

#### 浮島智子君（公明）

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」

- ア インターネット上の漫画等の海賊版被害の実態
- イ 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大
  - a 効果の見込み
  - b 違法化の対象に係る除外要件にある「軽微なもの」の具体例
  - c 違法化の対象に係る除外要件にある「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を設けた理由及び具体例
- ウ 海賊版の利用抑止のための普及啓発
  - a 学校現場において分かりやすい資料等を用いて教育を行う必要性
  - b 未成年に対して SNS 等を用いて普及啓発を行う必要性
- エ 本法律案附則に定める違法アップロード対策として考えられている具体的な取組
- オ 本法律案により規制をかけるリーチサイト及びリーチアプリの態様

#### 城井崇君（立国社）

- (1) 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」
  - ア 第 198 回国会への著作権法等改正案の提出が見送られたことによるインターネット上の海賊版対策の遅れについての政府内の総括
  - イ 平成 24 年の著作権法改正による音楽及び映像の違法ダウンロードの刑事罰化の効果
  - ウ 本法律案の提出に向け、日常的な静止画ダウンロードまで違法になりかねないとの懸念を払拭するために行った取組
  - エ 侵害コンテンツのダウンロード違法化等に係るパブリックコメント結果を e-Gov に掲載しなかったことについての萩生田文部科学大臣の見解
  - オ ストリーミング型及びオンラインリーディング型の侵害コンテンツの利用に対する規制についての萩生田文部科学大臣の見解
  - カ プラットフォーマーの監視責務を強化すべきとの指摘に対する萩生田文部科学大臣の見解
  - キ いわゆるプロバイダー責任制限法における発信者情報の開示に関する抜け道を塞ぐ努力をする必要性
  - ク インターネット上の海賊版対策に非協力的な国等への対応
    - a 海外の捜査機関等との連携等の強化の進め方
    - b 防弾ホスティングや悪質なドメイン登録業者に対する取締りを強化する必要性
  - ケ 海賊版サイトへの広告出稿の抑制に関する経済産業省の取組
    - a 取組の進捗状況、効果及び今後の対応
    - b 自主規制要請の及ばない業界団体非加盟の事業者に対する対応
  - コ 自力での海賊版対策に限界がある中小企業に対して国がノウハウ提供や経費助成等の支援を行う必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮するクリエイター及び文化芸術関係者へ

の支援の必要性

中川正春君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた図書館サービスの拡充策
  - ア 国立国会図書館が有するデジタル化資料を研究者が直接利用できるようにすること及び館内限定で利用可能な資料を館外からでも利用可能とする方法を検討することの必要性
  - イ 権利者不明等著作物に係る裁定制度があまり利用されていない現状に対する文化庁の問題認識
  - ウ 現行著作権法において実施可能な研究者に対する国立国会図書館の利便性向上に向けた取組
- (2) インターネット上の海賊版対策
  - ア 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲拡大により見込まれるコンテンツの違法配信に対する抑止効果
  - イ 海賊版サイトへの広告出稿を法的に禁止することができない理由
  - ウ 中国において我が国の漫画やアニメ、映画等の海賊版が数多く流通している状況に対する政府の取組
  - エ 我が国のコンテンツの海外市場拡大のために国が戦略的に翻訳を集約的に行う組織を構築する必要性

日吉雄太君（立国社）

- (1) 授業目的公衆送信補償金制度において学校の設置者が支払う補償金の具体的な取扱い
- (2) 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」
  - ア 著作物の利用者の利便性確保を目的とした改正内容
  - イ 平成24年の著作権法改正により刑事罰化された音楽及び映像の違法ダウンロード規制を理由とした摘発事案の有無
- (3) 下関市立大学における専攻科の新設及び担当教員の採用
  - ア 昨年8月に文部科学省が行った助言を受けた同大学の対応
  - イ 同大学の学内規程の見直しの適切性、専攻科の設置手続及び教員採用の手続の適正性に対する文部科学省の評価
  - ウ 同大学の学内規程の見直し以前に行われた専攻科の新設手続の適正性に係る判断を文部科学省が行っていないことの確認
  - エ 担当教員の採用手続に関して疑義がある中で同大学が同専攻科における教職課程の開設に向けた申請を行うことの是非
  - オ 教職課程の開設審査に当たっては大学の管理運営体制等も加味して判断するか否かの確認
  - カ 担当教員の採用手続における具体的な審査内容
  - キ 大学が学内規程等に則っていない場合において文部科学省が指導や助言ができることの確認
  - ク 教授会の議を経ずに教員採用を行うことの適法性
  - ケ 同大学の多くの教員が反対の意を表明していることを踏まえ、大学運営に関する総合的な観点から萩生田文部科学大臣が同大学に対し積極的に指導や助言を行う必要性
  - コ 同大学の役員が学内規程等に則らずに職務を行うことが地方独立行政法人法に定める忠実義務違反となるか否か及び必要に応じて文部科学省が指導を行うことの確認
  - サ 文部科学省が同大学の経営者側に対して、教員採用の手続に関する疑義を払拭できるよう、教員等へ十分な説明を行うことを要請する必要性

**畑野君枝君（共産）**

- (1) 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大
- ア 録音及び録画に係る現行規定と区別して、新たに録音及び録画を除く著作物全般に係る規定を設ける理由
  - イ 違法化の対象に係る除外要件
    - a 「第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。」とする要件を設けた理由
    - b 「軽微なものを除く」とする要件を設けた理由
    - c 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」とする要件を設けた理由
    - d 違法化の対象となる行為か否かが明確でない場合があることを踏まえ、重過失で違法だと知らなかった場合等は違法としない旨の規定が設けられていること、刑事罰に関しては更に常習性のある行為を対象とする旨の規定が設けられていることの確認
    - e 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」として文化庁が想定する具体例及び最終的に本要件を制定した理由
  - ウ 本法律案における刑事罰の運用に当たってインターネット利用が不当に制限されないための配慮を担保する仕組み
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた文化芸術関係者への支援
- ア 令和2年度予算における「文化芸術による子供育成総合事業」及び令和2年度補正予算における「子供のための文化芸術体験機会の創出事業」の事業準備費等の経費について概算払いを行う必要性
  - イ 文化庁として文化芸術関係者の事業運営や生計を支える施策を実施すべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
  - ウ 地域の文化芸術団体を支援するため、内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の抜本的な増額を令和2年度第2次補正予算において行う必要性
  - エ フリーランスの文化芸術関係者の中には、事業収入を雑所得等に計上したために持続化給付金の対象とならない者がいるという問題
    - a 文化庁の問題認識
    - b 同問題が指摘された後に文化庁が実施した取組
  - オ フリーランスの文化芸術関係者を守るセーフティネットの仕組みについて、令和2年3月25日の本委員会における萩生田文部科学大臣の「補正予算案を通じて提案していきたい」との答弁後の検討状況
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困窮する学生への支援に向けた萩生田文部科学大臣の決意

**串田誠一君（維新）**

- (1) 本法律案による侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大
- ア 第198回国会への提出が見送られた著作権法等改正案において漫画家を始めとした著作権者が懸念していた事項
  - イ 改正後の著作権法第30条第2項の条文解釈
    - a 「重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない」とする対象が第30条第1項第3号及び第4号のみであり、第2号が含まれない理由
    - b 誤解を避けるため第3号及び第4号のみを特記することをやめるか、もしくは第2項も追記すべきとの意見に対する文化庁の見解

- c 重大な過失がある場合の扱いにおいて第2号から第4号において差がないことの確認
  - ウ 民事措置の対象となる行為については「反復、継続してダウンロードを行うこと」を要件とし  
ないことの確認
  - エ 改正後の著作権法第119条第5項の解釈及び構成等に係る文化庁の説明
  - オ 私的利用目的のために認められる範囲の複製であっても、当該複製物をアップロードする行為は  
公衆送信という別の利用行為に該当することから違法となる可能性
  - カ 複製と公衆送信では著作権法上の扱いが異なる点について重点的に啓発活動を行う必要性
- (2) ICTを活用したオンライン授業のための環境整備に関し、児童相談所の一時保護を受けている子  
供達にPCやタブレットが配付されるか否かの確認